

人間には、自己以外の成分を異物として認識し、排除する免疫機構が存在します。風邪のウイルスなど、体に害を及ぼすものに作用する必要がある、その名の通り「疫（病い）」を「免れる」働きをします。

一方、自己以外の成分であっても体に必要なものや無害なものに対しては反応しない、「免

疫寛容」といった側面も持ち合わせなければなりません。アレルギーは、この免疫寛容がうまく働かず、本来は体にとって無害であるはずの食物などを異物として認識してしまう状態です。

免疫に関わる細胞であるリンパ球には、感染を防ぐことに関わる「Th1細胞」、アレルギー反応に関わる「Th2細胞」という2種類の細胞があります。アレルギー体質とは、この2つの細胞の働きのバランスがTh2型に偏った状態です。アレルギー疾患の治療薬にはこの偏った免疫バランスを元に戻す作用はないため、「薬」ではアレルギーを「治す」ことはできません。ただし、食物アレルギーなどは成長とともに自然によくなる人も多くいます。

近年食物アレルギーや花粉症の治療として、免疫療法というものがあります。

免疫療法の歴史は古く、その始まりは1911年にまでさかのぼります。治療内容を一言で言い表すならば、「毒を持って毒を制す」という表現がぴったりです。すなわち、その人にとってアレルギーの原因となる物質（アレルゲン）を少しずつ体に与えることにより、偏った免疫バランスを直す方法です。例えば卵アレルギーの患者さんの場合、アレルギー症状を引き起こす摂取量（閾値）の10分の1くらいの量から摂取を開始し、症状が出なければ少しずつ摂取量を増やしていきます。



佐伯地区医師会  
辻徹郎 先生

## アレルギーは治る？ 治らない？

食物アレルギー以外では、スギ花粉症の患者さんに対して、スギ花粉のエキスを注射や舌下に投与する免疫療法が行われて

なるほど

# 健康講座

佐伯地区医師会ホームページ  
<http://saikima.jp/>

問合せ 健康推進課 ☎ 1610

### 佐伯地区医師会

佐伯地区医師会は、廿日市市・江田島市で開業または勤務している医師 304名（平成26年6月末現在）で構成されている地区医師会です。日本医師会や広島県医師会と協力しながら、地域に密着した医師会として約30万人の地域住民の健康を守るため、学校医、産業医、健診、救急医療、在宅医療など、さまざまな仕事をこなしています。

## 廿日市市高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画

問合せ 高齢介護課 ☎ 9155

第6期介護保険事業計画を策定しました。この計画は、今年度から平成29年度までの3年間の市の介護サービスの必要量を定め、施設などを計画的に整備するための計画です。

今回策定した第6期計画は、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちはつかいち」を基本理念とし、10年後を見据えた、まちぐるみで高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指すものです。

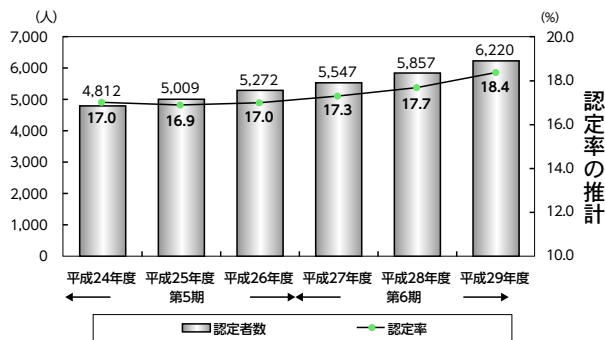
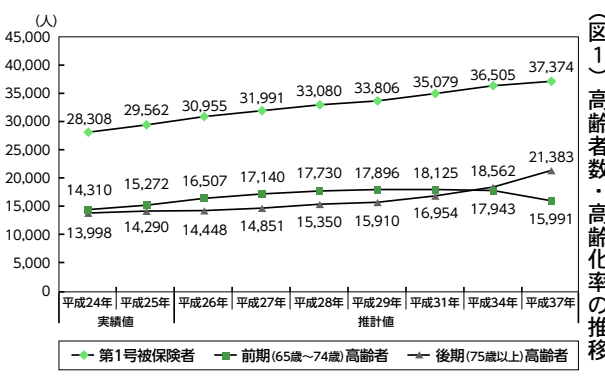
- 基本方針**
- 1 高齢者を支える地域づくりに努めます。
  - 2 在宅生活継続のための介護予防・生活支援を充実させます。
  - 3 適切な介護サービスが提供できる体制を整えます。
  - 4 2025年を見据えた地域包括ケアシステムを構築します。
- 重点的取り組み**
- ・廿日市市の「地域包括ケア」の発展・充実
  - ・在宅医療・介護連携の推進
  - ・認知症施策の推進
  - ・生活支援サービスの体制整備

### 高齢者人口の将来見通し

市の総人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は、団塊の世代と呼ばれる年齢層の影響で増加が加速し、第6期末の平成29年には、総人口に対し約3割が高齢者となる見込みです。

### 要介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数も増加が見込まれます。（図2）



廿日市市の日常生活圏域の状況（平成26年10月1日現在）

圏域	小学校区など	人口	高齢者数	高齢化率
廿日市東部	佐方、廿日市、平良、原	30,384人	6,955人	22.9%
廿日市中部	宮内、金剛寺、宮園、四季が丘	24,598人	5,370人	21.8%
廿日市西部	地御前、阿品台東・阿品台西	21,260人	5,877人	27.6%
佐伯	旧佐伯町	10,677人	3,633人	34.0%
吉和	旧吉和村	719人	345人	48.0%
大野	旧大野町	2,797人	7,991人	28.6%
宮島	旧宮島町	1,748人	757人	43.3%
合計		117,357人	30,928人	26.4%

## TOPICS

ごみの減量化、再資源化を促進する取り組みは、資源回収推進奨励金、電動生ごみ処理機購入費補助金の交付、ごみ減量アイデアの募集、リサイクルプラザ講座を実施しています。また、日曜清掃などの地域清掃を促進するための取り組みとして、ボランティア清掃用ごみ袋の作成・配付などを行っています。

**平成26年度の取り組み**

それらに加え、平成26年度では、不法投棄対策の新たな取り組みとして、第2次廿日市市一般廃棄物処理基本計画で取り組むこととしていた、不法投棄監視カメラを設置しました。

不法投棄対策では、不法投棄防止啓発看板の作成・配付による啓発と、不法投棄調査パトロールなどによる早期発見、解消に取り組んでいます。監視カメラの設置により、さらにごみを捨てにくい環境づくりを進めていきます。

設置の効果は、これから検証することになりますが、不法投棄防止の効果認められれば、

### お盆・年末年始の家庭ごみ収集休みの見直し

変更前の家庭ごみ収集の休み	見直し後（平成27年度から）
お盆 8月14日～16日	収集休みから通常収集へ
年末年始 12月31日、1月1日～4日	12月31日、1月1日～3日は収集休み。1月4日は通常収集。

※通常収集となった日が元からごみの収集を行わない曜日にあたる場合は、収集を行いません

更なる設置を検討することとして

### 平成27年度の取り組み

平成27年度では、お盆・年末年始の家庭ごみ収集の休みを、左の表のとおり見直します。

これは、お盆、年末年始はごみを多く出す時期であり、夏場の衛生面での問題の解消と、行政サービスの向上のために行うものです。

これにより、家庭ごみの収集の休みは、年末年始の12月31日、1月1日から1月3日までとなります。

## ごみインフォメーション No.13

廃棄物処理やごみ分別などに関するお知らせを、シリーズでお伝えしていきます。廃棄物対策課 ☎ 9133